

(第6号別紙)

令和4年度 第1回 市川市いじめ防止対策委員会 会議録

1 日 時 令和4年12月21日(水) 午後6時00分から午後7時30分まで

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 酒井 秀大 弁護士
(5名) 阿部 亜紀子 市川人権擁護委員協議会 顧問
山口 豊一 聖徳大学 心理・福祉学部 部長
諸富 祥彦 明治大学 文学部 教授
渡邊 哲夫 淑徳大学 総合福祉学部 教授

4 事務局 藤井 義康 学校教育部 部長
富永 香羊子 指導課 課長
池田 淳一 義務教育課 課長
高洲 学 指導課 主幹
野田 貴志 指導課 副主幹
植木 昭貴 義務教育課 学校安全安心対策担当室 主幹
大林 大介 義務教育課 学校安全安心対策担当室 副主幹
杉本 林太郎 義務教育課 学校安全安心対策担当室 副主幹

5 議 題 (1) いじめの状況や傾向について
(2) 本市のいじめ発生事例と対応について
(3) 諸連絡

6 そ の 他

【大林副主幹】

皆様こんばんは。本日はご多忙の中、令和4年度市川市いじめ防止対策委員会に出席いただきありがとうございます。この会の事務を担当します、義務教育課の大林と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の会議ですが、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開で行われますが、同指針の第6条第2号に規定される非公開情報に該当する議案につきましては非公開とします。お手元の資料にあります次第の（議題2）以降については非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はありますか。

【杉本副主幹】

本日、傍聴の希望はありません。

【大林副主幹】

ではこれより、令和4年度市川市いじめ防止対策委員会を始めます。

はじめに、市川市教育委員会学校教育部 藤井部長からご挨拶申し上げます。

【藤井部長】

本日は、ご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。本市では条例の制定に基づき、昨年度から、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ防止に関する3つの組織が設置されました。特に、本日お集りいただいているいじめ防止対策委員会が設置されたことにより、いじめの重大事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応が可能となりました。ケースによっては、既に携わっていただいている方もいますが、私自身もいじめ問題については、複雑化して解決まで非常に長い時間を要する場合が増えてきていると感じています。

また、学校現場では若い教職員が増えており、教員としての児童生徒理解に関わる技能の問題、保護者に寄り添った指導の問題等が懸念されます。さらに家庭では、何か起きればすぐに弁護士に相談する等、保護者の考え方や価値観が多様化し学校がケースバイケースで対応していく中で大きな負担感があります。

市教委としても、学校だけでは解決できない事案がたくさんあり、当委員会の委員の皆様や外部機関と連携していかないと対応できないと考えています。本市でも解決までに至らず長引いている事案もありますので、今後とも委員の皆様の力を借りられればと思います。よろしくお願ひします。

【大林副主幹】

本日の出席者を紹介します。はじめにいじめ防止対策委員会委員の皆様です。名簿順で紹介します。

弁護士の酒井 秀大 委員です。酒井委員には委員長を引き受けていただいています。

市川人権擁護委員協議会顧問の 阿部 亜紀子 委員です。阿部委員には副委員長を引き受けていただいています。

聖徳大学 心理・福祉学部長の山口 豊一 委員です。

明治大学 文学部教授で心理学者の諸富 祥彦 委員です。

淑徳大学 総合福祉学部教授の渡邊 哲夫 委員です。

委員の皆様、本日はよろしく申し上げます。

続きまして、事務局からの出席者を紹介します。

学校教育部 藤井 義康 部長です。

学校教育部義務教育課 池田 淳一 義務教育課長です。

学校教育部指導課 富永 香羊子 課長です。

学校教育部指導課 高洲 学 主幹です。

学校教育部指導課 野田 貴志 副主幹です。

学校教育部義務教育課学校安全安心対策担当室 植木 昭貴 主幹です。

学校教育部義務教育課学校安全安心対策担当室 杉本 林太郎 副主幹です。

最後に私、学校教育部義務教育課学校安全安心対策担当室副主幹 大林 大介です。

続きまして、市川市いじめ防止対策委員会の趣旨等について、学校安全安心対策担当室の植木主幹から説明します。

【植木主幹】

いじめの防止等に関する3つの組織について説明します。いじめ防止対策推進法が制定されたのが平成25年で、既に9年が経過しようとしています。市川市において、いじめの条例の制定に至った直接のきっかけは、平成28年に発生したいじめによる不登校重大事態です。学校、教育委員会が主体となりその対応にあたりましたが、解決までに長期間を要しました。本事案における学校及び教育委員会の対応の在り方について検証を行った第三者委員会からは、いじめ防止対策推進法に規定される組織設置の必要性が提言されました。全国的に設置率が高まる中、それが直接のきっかけとなり令和3年度に3つの組織を設置するに至りました。

では、資料の2ページをご覧ください。1つ目の組織は「いじめ問題対策連絡協議会」です。これは、いじめ防止に係る各機関及び団体における相互の連携を図ることを目的とした組織です。定例会は年に2回開催されており、市内におけるいじめの防止等に関わる機関・団体からの取組状況の報告や各機関相互の連携を図っていくため、それぞれの機関からの報告や話し合いが行われました。

2つ目の組織が本日お集まりいただいている「市川市いじめ防止対策委員会」です。その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策やその他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。定例会は年1回で11月から12月の開催としています。これは、市内で実際に起きているいじめの具体的な事例についてご指導ご助言いただけたらと考えているためです。

3つ目の組織は、市長部局で設置する「いじめ問題再調査委員会」です。いじめ防止対策委員会による調査が行われたにもかかわらず、それが不十分であると市長が判断した場合にこの組織が招集され再調査を行います。

いじめが認知された場合は、まず学校が主体となり、そこに教育委員会や関係機関、又、教育委員会が委嘱している学校問題対策委員等が連携し対応していきます。しかし、

解決が困難な事案や保護者の納得を得ることが難しい事案が生じた場合などは、学校の設置者主体の調査機関として、ここにいる委員の皆様にご協力いただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【大林副主幹】

ただ今の説明にご質問等がありますか。

それでは、本日の議題に進みます。

ここから先は、委員長の酒井委員に進行をお願いします。

【酒井委員長】

進行を務める酒井です。どうぞよろしくお願いいたします。

議題1の「本市におけるいじめ問題の状況について」、事務局より説明をお願いします。

【高洲主幹】

では、資料の1をご覧ください。指導課より、千葉県におけるいじめの状況について説明します。この資料1の数値は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和4年10月28日に発表された国の調査による、千葉県のデータを載せています。市川市においても同様な傾向が見られることを確認していますので、参考としていただければと思います。

いじめの認知件数ですが、平成23年度と平成24年度の間に大きな数値の変化があります。これはいじめ防止対策推進法施行に伴い、いじめの定義が変わったことが大きな要因と考えられます。同法の施行以降、令和2年度は減少しているものの、年々増加していることについてはいじめの定義および認知に関して浸透してきたことが要因と考えられます。軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめと認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているところです。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも平成28年度の調査時に基準が1つ変わりました。表に記してあるとおり「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること」と「3か月经ったときに被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること」が解消の要件として設定されました。平成27年度と28年度の数値においては大きな差は見られませんが、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約77パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えると、3学期に発生したいじめについては、解消が早くても4月以降となるため、当該年度の解消率には含まれないということをご承知おきください。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せています。いじめの態様として挙げられるものは、どの学校種においても冷やかしかりからかい、悪口などの言葉によるいじめが主に行われてことがわかります。続いて、小中学校は仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれるが上位となりました。高等学校については、携帯電話等における誹謗中傷やいわゆるSNS等の誹謗中傷が増えています。これに関しては発見することが難しいこともあり、実際にはさらに件数が多いのではな

いかと心配されるところです。以上です。

【酒井委員長】

それでは、議題1については、ここまでとします。

次に議題2に移ります。議題2は市川市審議会等の会議の公開に関する指針、第6条第2号に規定される非公開情報に該当する議題ですので、ここからは非公開となります。

【議題2】

非公開

【大林副主幹】

本日はありがとうございました。会議の記録につきましては、後日事務局でまとめたものを委員の皆様へ送付いたしますのでご確認ください。ご確認くださいものは、非公開の内容を除き、市のホームページで概要を公開いたします。

いじめ防止対策委員会の定例会は本日の1回のみです。今後、いじめの重大事態の調査が必要になった際は、連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

連絡は以上です。

【酒井委員長】

本日は、様々な課題について話し合うことができました。今後の参考にさせていただければと思います。

以上で第1回いじめ防止対策委員会を終了します。ありがとうございました。

令和4年12月21日

市川市いじめ防止対策委員会